被扶養者認定に必要な添付書類一覧

扶養認定日について
①事由発生日から1ヶ月以内受付（健保着）
事由発生日まで遡って認定
②事由発生日から1ケ月を超えて受付（健保着）
受付月の1日にて認定
③出生申請は出生日まで遡って認定

石原健保新規加入者
扶養家族を申請する場合「世帯全員分・続柄記載」された「住民票」を添付ください。
＊マイナンバー記載の住民票の場合、世帯の中に石原健保へ加入しない方がいる場合は、その方の「マイナンバー」は塗りつぶして提出ください。

			同居していなくてもよい人						同居が条件の人	
			配偶者	実父母・実祖父母	子		実兄弟姉妹		18歳未満	18歳以上
					18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上		
①	マイナンバーが確認できる書類	「マイナンバーカード（写）」または「通知書（写）」（新生児はわかり次第提出）	○	○	○	○	○	○	○	○
②	親族・住居関係を証明するもの	申請者の住民票（続柄が記載されているもの。）**＊マイナンバー記載されたものは①提出不要**	○	○	○	○	○	○	○	○
③生計維持関係を証明するもの	18歳以上の申請者（全員）	所得証明書など公的証明で**年間収入額**がわかる最新のもの（＊非課税のみの証明不可）	○	○		○		○		○
	学生の人	学生証（写）又は在学証明書				○		○		○
	退職から１年未満の人	・「離職票１・２」（写） 及び 「雇用保険失業給付受給に伴う誓約書」（健保組合ホームページに掲載） ・退職前健康保険加入者は「資格喪失証明書」 ・申請前国民健康保険加入者は「保険者証（写）」 ・雇用保険未加入である場合社会保険料が控除されていない「源泉徴収票（写）」	○	○		○		○		○
	失業給付受給中の人	支給日額がわかる書類（雇用保険受給資格者証の両面（写））	○	○		○		○		○
	傷病手当・出産手当の給付がある人	支給日額がわかる書類	○	○		○		○		○
	パート・アルバイト収入等がある人	「給与明細書」直近3か月分（写） **・就業形態が変更となり、収入が減額となる場合は労働条件の内容がわかる書類**	○	○		○		○		○
	年金・恩給等の受給者	年金額が確認できる書類（直近の「**年金振込通知書**」（写）または「**年金額改定通知書**」（写）） ・厚生年金（老齢・障害・遺族）、国民年金（老齢・障害・遺族）、共済年金、企業年金、私的年金等 受給しているすべてのもの。	○	○		○		○		○
	事業収入・不動産収入がある人	①確定申告（写）　②「収支内訳書（写）」又は「損益計算書（写）」	○	○		○		○		○
	個人事業を廃業した人	廃業届・事業を廃業した年月日が確認できるもの	○	○		○		○		○
	就業できない事由がある場合	障害者手帳（写）・医師診断書等	○	○	○	○	○	○	○	○
	別居の人	送金証明書（**単身赴任者及び学生が通学のために別居している場合は不要**） 誰から誰へ、いつ、いくら、送金したか確認できるもの。「銀行・郵便振込のご利用明細、振替払込金受領書」 「インターネット送金の取引結果照会」等、3ケ月分（写）提出	○	○			○	○		○
④	**共同扶養の確認**	**配偶者が石原健保の被扶養者（被保険者）以外の場合「配偶者の収入証明（所得証明書・源泉徴収票等）」提出**			○	○				

同一世帯に被保険者以外の優先扶養義務者がいる場合は、その扶養義務者の収入確認を実施します。

上記種類以外でも健保組合が必要とする書類の提出を求めることがあります。

申請が自由発生日より1ケ月を超えて提出された場合は「認定日」が健保受付月となります。